

## 白百合訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団英集会が開設する 白百合訪問看護ステーション（以下事業所という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が、要介護状態及び要支援状態にあり、かかりつけの医師が事業の必要を認めた高齢者及び障害者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の運営方針は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すこととする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 白百合訪問看護ステーション
- 2 所在地 岐阜市安食一丁目87番地1

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（訪問看護職員と兼務）
- 2 看護職員 常勤換算2.5名以上  
理学療法士 1名以上

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日
- 2 営業時間 月～金 9時～17時  
土・日・祝 相談の上対応可

### (各事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 看護介護行為（利用者に対して）
  - ・ バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
  - ・ 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
  - ・ 療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
- ② 医療的処置行為
  - ・ 創傷及び褥瘡処置
  - ・ 在宅人工呼吸器管理ケア
  - ・ 人工肛門・人工膀胱管理ケア
  - ・ 喀痰の吸引・管理
  - ・ 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
  - ・ 点滴
  - ・ 尿道留置カテーテルケア
  - ・ 排泄管理ケア（浣腸・摘便）
  - ・ 自己導尿管管理ケア
  - ・ 在宅酸素療法管理ケア

- ③ リハビリ援助行為
  - ・ 拘縮予防
  - ・ 認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）
- ④ 介護者に対して
  - ・ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
  - ・ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
  - ・ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
  - ・ 介護者の健康相談・助言

#### （利用料）

- 第7条 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費も、徴収しない。
- 3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押し印）を受けることとする。

#### （通常の事業の実施地域）

- 第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山口市、本巢市、関市、瑞穂市、揖斐郡大野町、本巢郡北方町の区域とする。

#### （緊急時等における対応方法）

- 第9条 1 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他救急事態が生じた時は、必要に応じた臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医等に報告しなければならない。

#### （個人情報についての留意事項）

- 第10条 1 従業員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### （相談・苦情対応）

- 第11条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保管する

(虐待防止に関する事項)

第12条 1 ステーションは利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(記録)

第13条 1 事業所は、利用者に対する訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年2月1日から施行する。